

## 夢洲の万博会場はなぜ「土地使用料免除」なのか

11月5日にレポートしたように、前日4日の大阪港湾局との協議に参加した。夢洲の埋め立て経過に関連して、港営事業会計の悪化が重要なテーマになった。夢洲でのIRカジノ開業が不透明になり、予定していた賃貸料が見込めなくなり、昨年からの夢洲埋め立て事業の収支見通しは公表されていない。港営事業会計の赤字は大阪市一般会計、市民生活にも影響を及ぼすことになる。

この協議の場で、万博会場の賃貸料はどうなっているのか質問した。担当者は賃貸料は取らないと大阪市として決定したと説明したが、詳別途回答するとのことであった。協議に参加していたメンバーが、この問題で情報公開請求して、多くの関連資料を入手した。入手資料から、2019年8月から12月にかけての港湾局をはじめとした大阪市の動きが見えてくる。主な動きを紹介する。

まずは、大阪市港湾局の「法律相談」から。2025年日本国際博覧会の開催にあたり、実施主体である協会から、会場となる夢洲の使用料について土地使用料免除（使用賃借）依頼があった。本来徴収すべき対価を徴収しなかったとして、住民訴訟が提起され敗訴のリスクはあるかと弁護士側に質問。弁護士は大阪市民目線での住民訴訟のリスクがあり、仮に訴訟された場合、減免額が重要になると回答した。その後も協議が続けられる。

国際博覧会の開催に向けた取組の推進担当である経済戦略局、夢洲2区・3区の財産管理者である港湾局は、次のような「夢洲の使用料等について」案を作成する。財産条例に基づき、原則100%免除を基本とする。但し一部、博覧会協会が出展者等から敷地賃料を徴収するものについては、土地使用料等を徴収する。

こうして市長決定事項として、万博会場の夢洲使用料が100%免除となっていた。資料の参考で注目したのが、会場全体について3年間（工事・開催・撤去期間）使用料を徴収した場合は、約151億円（対象面積はメガソーラー一部除く）。過去の日本国際博覧会における使用料の扱いで、2005年日本国際博覧会は詳細不明（予算書に借地料の記載あり）である。愛知万博の誘致から開催までチェックして、環境アセスメントなどに意見してきたが、万博会場の使用料について議論はなかったと思う。

情報公開請求で入手された資料から考えたのは、結局は万博という国家プロジェクトの地元負担膨張の構図であり、住民訴訟を恐れての「辻つま合わせ」だ。こうした構図は、いま訴訟になっている大阪市立高校の府への無償移管にも通じている。さらに資料の検証をすすめていきたい。



(2021年12月9日)